

共通の基盤を求めて：

アメリカ合衆国オレゴン州の法規定を通して見える ホームスクーラーを公立学校につなごうとする社会的意志

中 島 千 恵¹⁾

日本では不登校児童数が19万人を超えた。それらの児童の学習機会を保障し、かつ質の高い支援をいかに提供できるか、そしてどのような公教育制度を形成していくかが喫緊の課題である。本論では、公的規制が届きにくいホームスクーリングに焦点をあて、多様な学習形態を制度的に認めつつも、いかにすれば学習形態の違いを越えて共通の基盤を形成する道を見いだせるのか、アメリカ合衆国オレゴン州の法規定を通して考察した。

キーワード：ホームスクーリング、公教育制度、
共通の基盤

はじめに

教育の在り方は社会を分断する危険を孕む。公的にコントロールされた学校制度から離れて自由な学校を設立したり、ホームスクールを選択する人たちは社会から疎外されがちである。本研究は公教育の中核となる公立学校から離れていく人々がいる現実を踏まえ、それらの人々の学習権を満たしながらも教育による社会の分断を避け、共通の基盤を形成する道を探ることを目的とする。本論では多文化国家アメリカ合衆国オレゴン州の州規定を通して法律で就学義務先として定められる公立学校とホームスクー

ルをつなぐ仕組みについて考察する。

ホームスクールの定義もオレゴン州法(Oregon Revised Statutes：以後ORSと略)の就学義務免除規定(ORS 339.030 e)に基づき、「児童の家庭における親あるいは法的保護者による教育」とする。ただし、学習に対して公的支援が様々提供されていることに加え、親が家庭教師や地域の学習センターなどを活用することもあり、親や保護者だけが教えていると解釈するのではなく、学習に責任を有すると解釈するのが適切である。

ホームスクールに焦点をあてるのは、日本の不登校児童生徒の多くがよく似た状況にあると予測できることと、学習形態として学校制度から距離があり、安全と学習の質の両方で効果的な公的支援や規制が届きにくいと判断できるからである。

COVID-19によってグローバルな行き来が困難になっても、インターネット環境の整備と発展によって、世界の人々は、益々グローバルな環境の中で生きようになっている。それゆえに価値観の異なる多様な個人や人種、民族の共存のための努力は避けられない。多様性を受け入れ、多様な教育ニーズを満たしながら、いかにすべての児童の教育を保障し、かつ教育の質を確保していくかという課題を背負っている。

日本では不登校児童の数が令和2(2020)年

¹⁾こども教育学部

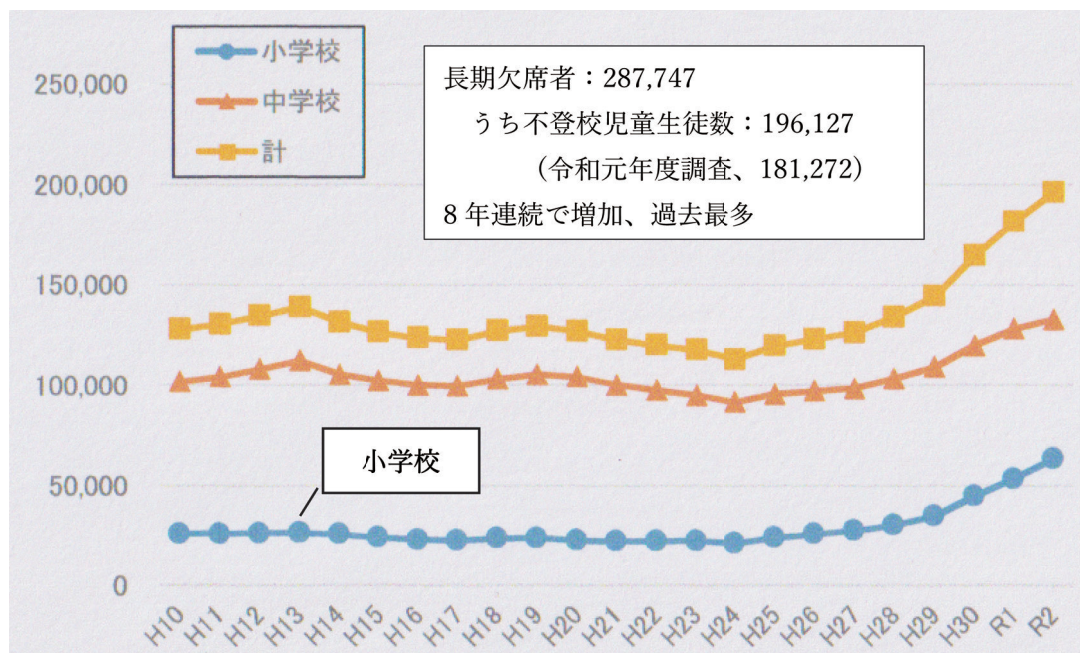
度の調査では19万人を超えてしまった(図表1)(文部科学省、2021a)。8年連続で増加し、過去5年間、小・中学校ともに増加傾向にある(図表1)。令和2(2022)年度間の不登校児童生徒の実態調査結果によれば、学校に行けなかった間には、小・中学生ともに「勉強の遅れに対する不安」を感じている割合が小学生で31.7%、中学生が44.7%と大きい(図表1-2)。また支援の活用状況では、外部の公的機関の活用は40%程度である(文部科学省、2021b)。不登校になってしまった児童の学習権をいかに保障していくのか、また、その学習権を満たしていく上で適切な公教育制度の今後の在り方はどうあったらよいのか、ウイズコロナ&アフターコロナの日本が直面する大きな課題である。これは人々の自由と平等に関わる問題である。自由と平等は常に諸刃の剣の側面も持ち、いかに我々がそれらを実現していくかが問われる。教

育に対する公的関与と規制あるいは支援をどのようにすればよいのだろうか。これは教育実践にもつながる重要な課題である。

海外に目を向けると、公立学校制度が充実していると見える先進国であっても、公的に管理された学校制度から逸脱して、より自由な学校を設立したり、ホームスクーリングを選択する人たちも少なくない。アメリカでは1990年代にすべての州でホームスクーリングが法律で認められ、制度化されている。アジアでも韓国では政府の規制にも関わらず、オールタナティブスクールが増加、ホームスクールも制度化されていないが存在する。インドネシア、シンガポールではホームスクールに関する法規定があり、公的に認められている(中島編著、2020)。

COVID-19の発生はこのような流れにさらに追い風になった。アメリカ統計局は、COVID-19の教育への影響として、アメリカで

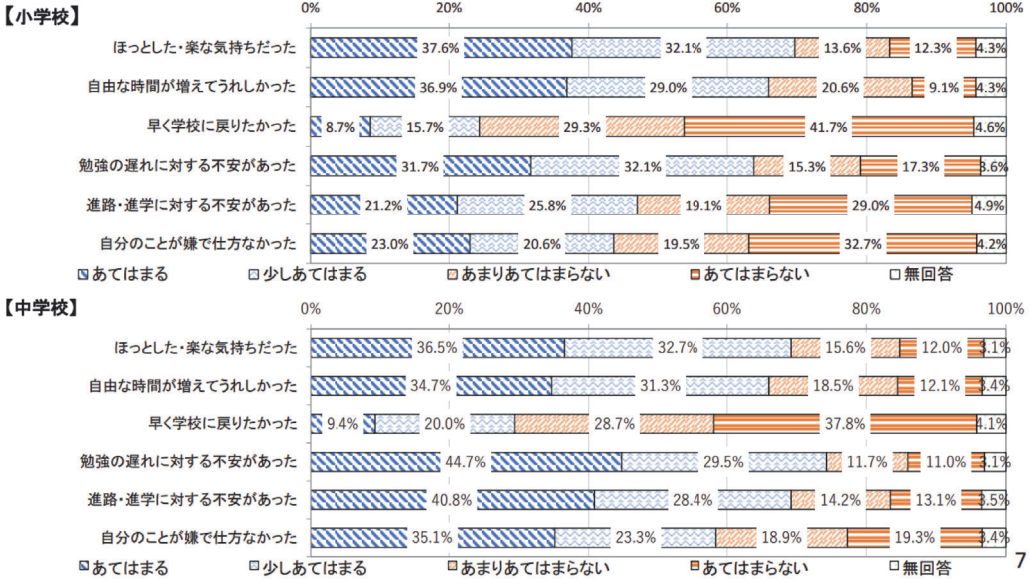
図表1. 令和2年度小・中学校における不登校児童生徒数の推移(人)



出典：文部科学省(令和3年)『令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要』、p.15の図に□の中を筆者加筆。

図表 1-2. 学校を休んでいる間の気持ち（安心や不安）について

「あてはまる」と「少しあてはまる」を合わせた割合をみると、
 ○小学生からの回答では、「ほっとした・楽な気持ち（70%）」、「自由な時間が増えてうれしかった（66%）」、「勉強の遅れに対する不安があった（64%）」の割合が高い。
 ○中学生からの回答では、「勉強の遅れに対する不安があった（74%）」、「ほっとした・楽な気持ちだった自由な時間が増えてうれしかった（69%）」、「進路・進学に対する不安があった（69%）」が約7割で高い。



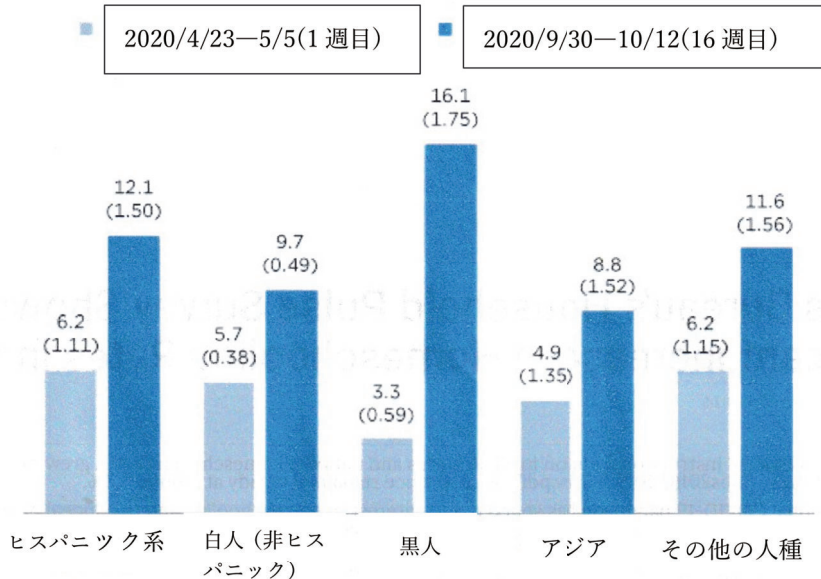
出典：文部科学省（令和3年）令和2年度不登校児童生徒の実態調査 結果の概要、p.7

ホームスクーリングが増加していると報じている¹⁾。調査は2020年の春と秋に実施され、その間のホームスクーリングの割合の変化を分析している。本調査ではホームスクーリングとバーチャルスクーリングは区別されている。調査は2020年4月23日から5月5日と2020年9月30日から10月12日の2回実施され、回答者自身の回答に基づき人種別に2回の調査間の変化を分析している（図表2）。

筆者がアメリカのホームスクーリング研究を始めた2019年頃に公表されたデータではまだ圧倒的に白人が多い実態があった（白人3.8%、黒人1.9%）²⁾。ところが、今回のアメリカ統計局による2020年の調査結果は、人種に関わらずすべての人種でほぼ2倍近く増加していることを示している。中でも目を引くのは黒人とヒスパニック系の人々の著しい増加である。黒

人の生徒が公立学校で人種差別に出会ったり、様々な学習や活動機会が白人に比べ少ないことなどの理由から公立学校から離れてしまう傾向が増加していることは2019年には既に指摘されていることである（Hirsh, 2019）。だが、2020年の春から秋の間に約5倍になっている。このことは、COVID-19とそれによる学校閉鎖による一時的な増加として考えることもできる。しかし、一時的な増加ではなく、アメリカ教育のランドスケープを根本的に変えているとも見られている。このホームスクールの増加の要因は、在宅勤務など、親の働き方が柔軟になったことにあると分析されている（Hener&Donovan, 2021）。在宅勤務はオフィススペースが減らせるなどの経済的効果や仕事が家庭でできる良さもあり、パンデミックが去った後も一気にコロナ以前の働き方に戻ることはなさそうである。

図表2. アメリカ合衆国におけるホームスクーリングに関する家庭調査回答者による人種とヒスパニック系別割合 (%)



第1週と16週で明らかな違いを示している。

Note: () 内は標準偏差値。第1週と16週の間でホームスクーリングとバーチャルスクーリングとの違いをハイライトするために就学者数に関する項目が追加された。

出典: Household Pulse Survey weeks 1 and 16 use microdata.

出典: Casey Eggleston and Jason Fields (March 22, 2021), "Census Bureau's Household Pulse Survey Shows Significant Increase in Homeschooling Rates in Fall 2020" in "Homeschooling on the Rise During COVID-19 Pandemic" の図に英語部分を筆者翻訳・加筆

本論筆者は、黒人やヒスパニック系の人々の間でホームスクーリングが急増した背景には、アメリカ社会を揺るがし、社会の分断を鮮明化している人種差別問題の影響もあるのではないかと考える。日本でも 'Black Lives Matter' で広く知られている。保護者が感染と差別による暴力などの両方から子どもを守るためにホームスクーリングを選択したとしても不思議ではない。Hirsh は、ホームスクーリングの保護者達は我が子の学びの新たな方法を開発し、徐々に伝統的學校とホームスクールの間にある線を曖昧にしているともいう (Hirsh, 2019, p.2)。つまりホームスクーリングの増加は、伝統的學校から完全に脱することを意味するとは限らな

い。むしろ、伝統的學校とホームスクールのパートナーシップの在り方が改善され、強化されつつあることを示唆しているのかもしれない。ホームスクールと學校との協力関係は1980年代の初め頃から進んでいる (長嶺, 2003, 図1)。佐々木 (2009) は、「學校に通うホームスクーラー」の実態をホームステイという貴重な体験をしながら報告している。

さらに本論執筆中も世界の危機感を増しているウクライナ情勢は、公教育制度の在り方にも重要な示唆を投じている。ホームスクーリングを支援できる体制と仕組みが作られていれば、国内が大変な状況に陥り、子ども達が一時的に海外に避難する事態に陥ったとしても、安全な

場所においてオンラインでつながることさえできれば母語で学び続けられるのである。しかも母語で教育プログラムを発信する拠点は必ずしも国内である必要はない。

このように、複数の理由から、ホームスクーリングへの対応が可能になる仕組みを作っていく必要がある。コロナによって世界中で家庭での教育の充実を図らねばならなくなった。それが学校からのオンラインによる教育であれ、自宅で創造する教育であれ、中核となる学校とつながり、その質と実行可能性を高めなければならない状況がありうることを示唆している。

しかしながら、教育の多様性は人種や民族、宗教が絡まり、教育による社会の分断を引き起こす一因にもなっている現実を目を向けなければならない。アメリカではチャータースクールと従来の公立学校との葛藤が多くの研究書や論文で報じられてきた (Apple, 2001 : Fuller, 2000 : Ravitch, 2013 : 鈴木, 2016)。ホームスクールも制度化されているとはいうものの、必ずしも学区当局から歓迎されているとは限らない。

すべての人の個別のニーズを尊重し、学習権を保障していくには、「ひとつのタイプがすべてにフィットする」("one type fits all") 式で公設学校によって実現されると考えにくい状況になってきた。ドイツやスウェーデンでは法律によって強制的に公的に定められた学校に就学することが求められているが、日本でそこまでできるのか、またすべきか疑問である。吉井(2000)が主張するように、「学校に行く」ことに親も子もそして研究者も囚われていては、この先、学校には行かなければならないがどうにも行けないという親子の行き詰まった気持ちは打開できない。子どもが主体的な生き方を追求していけるような柔軟な制度になっていない。

アメリカ合衆国では、憲法において³⁾、我が子を自宅で教育する権利が保護者の基本的権利

として認められ、特に特定の州のみが決定できる州に与えられた特権ではないと解釈する人もいる (Klicka, 2000)。しかし、この権利に対するアプローチは州によって異なる。ホームスクーラーが公立学校のプログラムに参加できる権利を法令に明記する州や、その権利を個々の学区や関与する機関などにゆだねている州もある。

ホームスクーラーが公立学校の授業やスポーツ活動に参加できることを州法に規定しているのは、2000年の時点で既に10州(アリゾナ、コロラド、フロリダ、アイダホ、アイオワ、メイン、ノースダコタ、オレゴン、ユタ、ワシントン)で、今後さらに増加することが予測される。オレゴン州ではホームスクールの形態は1種類であるが、アイオワ州では複数のホームスクールのオプションを提供しており、その制度と課題については宮口が既に紹介している(宮口, 2019)。ユタ州を除き、これらの州では平等な機会に関する法律 (Equal Access Law) が成立していたと指摘されている (Klicka, 2000)。

ホームスクーラーが公立学校のプログラムへの平等なアクセスを保障されるには、複数の要件が求められる。共通しているのは、(1) 州のホームスクールに関する規定に従っていること。(2) 公立学校の生徒に求められるルールや行動規範が求められる。(3) 一定の学業成績の証明が求められる。スポーツのリーグ戦でも、一定の科目において一定の成績をおさめていなければ、スポーツ活動にさえ参加させないという、「合格なくしてプレイなし」('no pass, no play') のルールが一般化しているという。この方針の是非はさておき、これはハイスクールのドロップアウトなどをなくしていこうという、連邦政府の方針であるし、その方針を支持するアメリカ社会の強い意思の表れと解釈できる。

だが、州によっては学区が参加を許可しな

かったり、裁判でホームスクーラーにはその「基本的権利 (fundamental right)」がないと判断したケースもあることが指摘されている (Klicka, 2000) ⁴⁾。しかし、ホームスクーラーはこの要件を満たしにくいのかどうか、あるいはこの要件ゆえに公立学校のクラブやスポーツ活動への参加を抑制してしまう状況があるのかどうか、課題ではある。しかし、その後多くの州で教育への平等なアクセスを実現しようとする法律が制定されるようになり、より多くの州でその機会が法的に認められつつあることは重要である。また、後に紹介するが、ホームスクールを望む保護者は「自由」を求め、公的領域と関わることによってその自由が侵害されるのではないかと警戒している側面もある。つまり、公的サービスや補助金の支給は、ひも付きの支援となり、様々な要件が課され、結局は公的コントロールの下に置かれることになり、自由を侵害されることにつながるという不安である。

個別的教育ニーズを認めながらも、社会の統合を推進するのは民主主義的社会における教育に求められる潜在的機能である。アメリカは多元的・多民族国家で、日本では想像もできないほどの多様な教育形態が認められている。しかし、アメリカは多様な教育形態を越えて、いかに共通の基盤を形成しようとしているのだろうか。あるいはその意志は法令などから読み取ることができるのだろうか。オレゴン州の法規定を例として検討する。

1. ホームスクールに関するオレゴン州の法的位置

本論でアメリカ 50 州のうち、全州におけるホームスクールに関する法令において、オレゴン州の規定がどのように評価されているかを説明する。この説明によって、なぜ本論であえて

オレゴン州を選ぶのかも説明したい。オレゴン州法では「ホームスクールの生徒」とは、「家庭教師、親あるいは法的保護者によって教えられている児童」を意味する (ORS 339.030)。

アメリカ合衆国では 50 州全州においてホームスクールが法的に認められ、制度化されている。しかし、ホームスクールへの姿勢は州によって異なる。アメリカ連邦教育省では海外駐在する軍関係者や一般家庭に対して、「海外学校担当室：office of overseas schools」や「グローバルコミュニティ・リエゾン担当室：global community liaison office」からホームスクーリングに関する情報を提供している。グローバルコミュニティ・リエゾン・オフィスは、アメリカ政府に直接雇用され、海外赴任している人々のためにサービスを提供している。その中で「ホームスクール法的擁護協会：Home School Legal Defense Association (HSLDA)」と HSLDA International のウェブサイトが海外の家族にとって助けになる情報源として言及されている⁵⁾。アメリカでは教育行政の推進に様々な NPO 団体と連携していることを強調しておきたい。

HSLDA は、ホームスクールを法的な側面から積極的に擁護し、情報や必要なサポートを提供する団体である。HSLDA などの支援団体の理念と活動とその強い組織力などについては、長嶺が分析している (長嶺, 2003)。ロビー活動をし、法的にホームスクーリングを擁護する姿勢を持つ団体であるため、データの中立性について疑問を投げかける人もいるかもしれない。しかし、HSLDA が各州におけるホームスクールの法規定についてどのように分析し、分類しているかは全米の傾向を知る上で参考に値するものである。なぜならその分析は法規定の文言の解釈によるものではなく、あるいはホームスクールを実施しやすいかどうかという判断

ではなく、特定の規定が「ある」「なし」で客観的事実に基づいているからであり、法関連の情報とサポートには連邦教育省も一定の信頼を置いていると判断できるからである。

HSLDA は、全米のホームスクール法（規定）を “ No notice/low regulation, Low regulation, Moderate regulation, High regulation の 4 種類に分類している。HSLDA によるこの 4 種類の説明によれば、州の規定で保護者に求められる項目が次のように異なり、規制がきつくなるにつれ、児童の学習保障への関与が高まることがわかる。

通知不要、規制低（No notice, low regulation）:

州は保護者に対して学区あるいは州政府の機関にホームスクールすることについて通知を求めている。

規制レベル低（Low regulation）: 保護者は学区にホームスクールをすることを通知しなければならない。

規制レベル中（穏やかな規制）（Moderate regulation）: 州は保護者に対してホームスクールの通知、アチーブメントテスト結果、そして / または生徒の進捗状況について専門的な評価を学区に送ることを求めている。

規制レベル高（High regulation）: 州は保護者に対して、ホームスクールをする通知、アチーブメントテスト結果（スコア）そして / または専門的な評価を送ることを求めている。加えて、その他の要件がある（例：州によるカリキュラムの承認、教員あるいは保護者の資格、担当官（officials）による訪問があるなど）。

4 種類の法規制の程度と特徴について 8 州について表にしたのが図表 3 である。この表から

わかるように、アメリカでは法律で定められている就学義務年齢が多様であるが、18 歳まで規定している州もある。規制レベルが（中）、（高）の州では、たとえホームスクールであっても、かなり幅広い年齢段階まで学習評価結果や専門的評価が求められているのがわかる。ミシガン州など規制がほとんどない州については、教育放棄などの問題がマスコミで報道される事例もあり、ホームスクールに関する法規定を厳しくする必要性を主張する声もある（L. Altavener, 2020）⁶⁾。

本論で扱うオレゴン州は規制レベル（中）である。ホームスクールの形態も州法に基づき家庭で行う 1 種類のみである。州法でそして / また定められるカリキュラムはないが、児童の学習状況については州で承認された総合的テストを受ける必要がある。試験は学習内容を規定する。州が認可する総合試験が適切な内容をカバーするものであれば、自然と児童はそれに合う内容の学習を進めることになる。その試験は有資格でニュートラルな立場の人の下で受けること、またその結果を「教育サービス学区」に提出することが求められている（州法 339.035）。「教育サービス学区」とは、通常の学区を越えてサービスを提供するより広い学区である。ホームスクールのように対象者が少人数の場合、コストが高くつき、通常の学区では対応しきれない。そこで「教育サービス学区」は複数の学区をまとめて必要なサービスを提供する。

試験結果が全国基準の下位 15% に入った場合、1 年以内に追試が課せられる。2 回目の試験結果も低下傾向である場合、さらに 1 年以内に試験が課せられる。この場合、教育サービス学区の教育長の判断で、「このまま保護者や家庭教師の指導で継続する」「教員資格のある教師の指導にゆだねる」「保護者に児童を学校に通わ

図表3. 8州における法規制の程度と特徴

州名	アラスカ州	カリフォルニア州	オレゴン州	マサチューセッツ州
法規定のタイプ	ほとんど規制無し	規制(低)	規制(中)	規制(高)
ホームスクールの選択肢	4種類 1. ホームスクールの法令に従って 2. 私的家庭教師のもとで 3. 教育委員会の承認によって 4. 宗教私立学校として	3種類 1. 家庭ベースの私立学校として 2. 私立学校サテライトプログラムで 3. 家庭教師による教育によって	1種類 州法に基づき家庭で	1種類 州法に基づき家庭で
就学を求められる年齢	7-16歳	6-18歳	6-18歳	6-16歳
届け(notification)が求められる	4番目の選択肢以外 NO	yes	yes	yes
教員資格が求められる	No	選択肢3以外はNo	No	No
州法で定められる科目がある	No	yes	No	Yes
学習評価の要件がある	選択肢4以外 No	No	yes	Yes
予防接種が求められる	No	No	No	No
州名	アイオワ州	モンタナ州	オハイオ州	ニューヨーク州
法規定のタイプ	ほとんど規制無し	規制(低)	規制(中)	規制(高)
ホームスクールの選択肢	5種類 1. 独立私的教育(IP:Independent Private Instruction)として 2. 私的教師として(PI) 3. スーパーバイザー教師をつけて 4. 毎年の評価を伴って 5. ホームスクール支援プログラム(HSAP) Home School Assistance Program)とともに	1種類 モンタナのホームスクールに関する法令に基づいて	2種類 1. 州のホームスクール法の下で 2. 公的認可、税金による補助なしで(宗教的信仰に基づく場合など)	1種類 州法に基づき家庭で
就学を求められる年齢	6歳-16歳	7歳-16歳(例外あり)	6歳-18歳	6-16/17歳
届け(notification)が求められる	yes(選択肢1と2以外)	yes	yes	yes
教員資格が求められる	No	No	yes(子どもを教える親はハイスクール卒か同等の資格。親が資格がない場合、バカロレアを有する人の下でホームスクール)	No, 能力があること competent instructor
州法で定められる科目がある	No(選択肢1以外)	yes	yes	yes
学習評価の要件がある	No(選択肢4以外)	No	yes	yes
予防接種が求められる	yes(選択肢1と2以外)	yes	No	No

出典：Home School Legal Defense Association のホームページより 8州を中島が抽出して表にした。

規制の強度については分析は Home School Legal Defense Association によるものである。

<https://hsllda.org/post/how-to-comply-with-massachusetts-homeschool-law> (2021年3月15日最終アクセス)

せるよう命令する」などの対処が行われる。ただし、特別支援教育のプログラムやサービスを学区から受けている児童については、そのプログラムにのっとった評価が行われる。

日本において、ホームスクールをしていることについて保護者から教育当局に通知がなく、つまりは学習の状況について教育当局で把握されることもなく、児童の安全と学習を見守る仕組みのないホームスクールは受け入れがたいのではないだろうか。児童の安全の観点からすれば、規制レベル(高)の州に焦点を当てるべきかもしれない。しかし、2021年の時点では、

全米で5州のみである。規制レベル(中)は12州である。制度の受容度を考え、本論ではレベル(中)のオレゴン州を分析対象とした。

2. オレゴン州におけるホームスクーラーの数

2022年5月の現時点でオレゴン州におけるホームスクーラーの数は把握されてない。通常の学校における生徒数も2020年から2年間、コロナのため、学校閉鎖が続き、正確な生徒数は公表されていない。オレゴン教育局から公表されているホームスクーラーの生徒数は2015

年度の数で、合計 21,767 人である。しかし、先にも述べたように、アメリカ統計局の調査では全米でホームスクーラーの数が増加している。コロナ後は自宅で教育を受ける機会が増えていることもあり、この数が増加している。アメリカ統計局の家庭動向調査では、オレゴン州でも 2020 年 4 月 23 日から 5 月 5 日の間にホームスクーリングにしている家庭の割合は 8.3% であったが、2020 年 9 月 30 日から 10 月 12 日の間には 13.0% に増加している (US Census Bureau, 2021)。

3. ホームスクーラーを公立学校につなぐ学校種間の連携

以下では、オレゴン州を事例にホームスクーラーを公立学校につなぐ複数の仕組みを紹介する。

(1) アメリカにおける就学義務と公立学校の位置づけ

日本では義務教育は学校教育法に定められる学校への就学を基本としている。定められる学校は、国、地方公共団体、学校法人によって設置されることが明記されており、私立の学校も入る。しかし、アメリカでは一般的に「公立」学校 (public school) への就学義務が州法で規定されている。オレゴン州でも就学義務として指定されている学校は公立学校である。この点が日本と決定的に異なる点である。オレゴン州法では以下のように規定されている。なお、必要に応じて括弧内に英語を記載し、意味をより明確にした。

(2) 就学義務

オレゴン州法では、就学義務について次のように定められている (339.010 就学義務)

- ① 339.030 条に示された場合を除き、6 歳から 18 歳までで 12 学年を終了 (complete) していないすべての子どもはフルタイムの公立 (public) 学校におけるすべての学期間、定期的に出席 (attend) することが求められる (required)。
- ② 公立学校に登録されているすべての 5 歳児は、登録されている期間は学校に定期的に就学することが求められる。

オレゴン州法では、339.030 条に示される就学免除以外は、すべての児童について就学期間を 6 歳から 18 歳までとしている。しかし、5 歳でも公立学校に登録されている場合、登録されている期間の就学が求められている。就学義務の前提となっているのは先に述べたように、①公立であること、②フルタイムであることが法律の文言に記載されていることである。具体的には、「フルタイムの公立学校 (public-full-time school)」への就学であり、法律に定められた期間の就学を意味している。通常は 1 か月 20 日で (336.010)、オレゴン州行政規則 (Oregon Secretary of State Administrative Rules : OSSAR) では、教育段階によって下記のように年間の授業時間数が異なる (OSSAR 581-022-2320)。

年間の授業時間		1 日に超えては いけない授業時間
幼稚園—8 学年	年間 900 時間	8 時間
9 学年—11 学年	年間 990 時間	8.5 時間
12 学年	年間 966 時間	8.5 時間

日本ではフルタイムの就学が当然として受け止められているが、オレゴン州ではハーフタイムも法令で定められている。幼稚園から 8 学年までの年間の授業時間は 900 時間であるが、も

し、学区が900時間以下の授業時間とする場合、その幼稚園のプログラムはハーフタイムとみなされる。そして学区はその学区内のすべての幼稚園児がミニマム年間450時間の授業時間を受けられるようにスケジュールしなければならない。フルタイムではないが公立学校に在籍することが可能であるため、「フルタイム」の文言は重要である。

ホームスクーラーに関しては、Isenberg (2007) の論文において、ホームスクーラーのうち、ホームスクールと通常の学校の両方をパートタイムで就学している児童が20%ほどいることが報告されている。そのほとんどが1週間に数時間、公立学校の授業に参加していると述べている。また、約7割が平均、週に5日間、学校に通っている報告もあるという (宮口、2020)。

(3) 保護者の義務

保護者の義務の定め方にも若干、違いがある。

日本国憲法第26条では保護者の義務として「法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」と定められる。一方、オレゴン州法では保護者の義務を以下のように規定している。

339.020 子どもを学校に通わせる義務 (Duty to send children to school)

オレゴン修正法 339.030 に規定されている場合を除き、6歳から18歳までの児童で12学年を修了 (completed) していない児童についてコントロールを有する (have control of) すべての者は、子どもを学校のすべての期間、学校に通わせ、維持しなければならない。

(2) もし、コントロールを有する5歳児を公立学校に入学させた場合、その者はその児童が登録されている間は公立学校に通学

させ、就学を維持し、通常の就学 (regular attendance) をさせなければならない。

日本では「就学」という一言ですべてが語られているかのようであるが、オレゴン州では、「学校に通わせ、維持しなければならない」と継続的に就学させることを明示している。また、日本では「保護者」という表現を使用するが、オレゴン州では guardian とか parent ではなく、have control of という表現を使っている点、多様な家族形態が存在するアメリカにおける児童の様子を想起させる。しかし、条文の他の箇所では、parent や legal guardian という表現も使用されている。就学義務の責任を負う者については、その幅が広く認識されていると言える。

4. 就学免除

日本では就学は公立でも私立でも法的に認められる学校であれば就学義務を満たすことができる。しかし、オレゴン州では私立学校やホームスクーリングの就学については就学免除規定の中に含まれている。

339.030 就学義務免除 (Exemptions from compulsory school attendance) : 諸規則

(1) 児童が以下の場合、フルタイムの公立学校への就学を求めなくても良い。

(a) 私立または教区学校 (parochial school)

で、通常の公立の幼稚園から12学年までで教えられている学習コースを受け、1994-1995年度の公立学校の就学期間に匹敵する期間を就学している児童。

(b) 公立のK-12までと同等の知識を獲得したことを学区当局が満足できる程度に証明できた児童

(c) ハイスクールのディプロマあるいは修正

- ディプロマ (modified diploma) を有している児童。
- (d) 通常の公立学校の幼稚園から 12 学年に匹敵するコース内容を私的な教師によって同等の期間教えられている児童。
 - (e) 児童の家庭で親あるいは保護者によって教育を受けている児童
 - (f) 6 歳の誕生日が学校の始まる 9 月 1 日あるいは前日に来た児童で、親あるいは法的保護者が児童が居住する地域の学区当局に対して文書で児童の認知、社会的あるいは肉体的発達を考慮して、就学を 1 年のみ遅らせる意図を知らせた場合。
 - (g) 非移民ビザで合衆国に居り、私立のハイスクールあるいはカレッジに入学するための準備として認証された私立の英語学習者用プログラムに参加している児童。
 - (h) 法律によって就学から除外されている (excluded) 児童。

以上のように、オレゴン州では免除対象として 8 つの要件が定められている。(a) (b) (d) で明らかに示されているのは、私立学校であれ、教区学校であれ、また私的家庭教師による教育であれ、公立の幼稚園から 12 学年まで (K-12) の教育に匹敵する教育内容と期間が基準となっていることである。就学免除があっても基本的にこの基準を満たすことが求められる。

日本では、義務教育が公立だけでなく私立も含め、学校教育法で以下のように規定されていて、公私の別はない。オレゴン州と日本における義務教育の違いは、オレゴン州では就学先があくまで「公立学校」に定められていることである。それ以外の就学は、就学義務免除としての扱いになる。

学校教育法

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

しかし、(e) の家庭で親あるいは法的保護者が教育している場合、つまりホームスクールについては、公立学校に匹敵する期間や内容に関する文言は条文にはない。これは後に示すが、オレゴン修正法ではホームスクールについて詳しい、そして若干厳しい規定があるからであって、家庭で学ぶ児童の学習内容や基準について定めがないわけではない。

(f) の規定内容にある、児童の認知的、肉体的、社会的発達を考慮して 1 年入学を遅らせることは、アメリカでは特殊なことではない。障害のある児童への配慮とのみ考える読者も多いのではないだろうか。しかし、アメリカでは障害がなくても、学校での学習において有利になるように、あえて就学を遅らせる保護者はいる。男女で比べると言語発達は就学当初は女子の方が早い傾向があり、男子が入学を遅らせる傾向がある。また、本論筆者の知人にも、日本から来て 1 年ほどの男児の小学校入学を 1 年遅らせた方がいいのではないかと幼稚園の教師から声をかけられた人がいる。知的にも肉体的にも問題のない児童である。日本ではこのような習慣がないこともあり、知人はこの提案を問題外として却下した。

日本では義務教育は無償である。アメリカでも義務教育は無償であるが、オレゴン州法では、学校のある地域に居住する児童の 5 歳から 19 歳までは無償としている。ただし、学区内か、学区外かで対応が異なる。学区のスクールボード（日本の教育委員会にあたる）は学区外の児

童も受け入れることができる。その場合、学区外の児童には授業料も設定することができる(339.115 (1))。しかし、学区外の児童の入学と授業料を考える際に、人種、性別、性的指向性、民族、出身国、障害、健康状態、個別の学習プログラムを有している否か、収入レベル、住居、英語能力、運動能力、学力で判断されてはならないとしている(ORS 339.128)。

5. 就学義務免除者と公立学校との接点： インタースカラスティック・アクティビティ

(1) インタースカラスティック・アクティビティ

アメリカでは公立学校以外の学びの場で学ぶ、すなわち、就学免除措置になっているホームスクールや公立のチャータースクールで学ぶ児童も公立学校で勉強や活動ができる、いわば、二重在籍を認めている州もある。オレゴン州ではインタースカラスティック・アクティビティと呼ばれ、ホームスクールと公立学校の両方で定期的な活動が可能な仕組みが作られている。強調したいのは、学校種や学びの場を行き来しやすい制度の柔軟性があることだ。オレゴン州でも以下のように定められ、地域の従来型公立学校やチャータースクール、ホームスクールで学んでいる児童でも、必要に応じて公立学校の授業やクラブ活動などに参加することができる。

日本でもスポーツ競技に関しては地区大会あるいは地方大会などの域内での活動があるが、オレゴン州におけるインタースカラスティック・アクティビティは、年に1回や2回の競技大会や交流イベントだけをさすのではなく、幼稚園から12学年の学期間中の「体育」、「音楽」、「スピーチ」、その他同様のあるいは関連する諸活動が含まれている。州法581条に定められる学区間の移動上の合意には、「体育」、「音楽」、「ス

ピーチ」、その他同様のあるいは関連する諸活動だけに限定されないとも記載されている(581-02100019 (e))。幼稚園から8学年までのすべての生徒に対して、正規の授業前あるいは授業後の活動が提供され、その活動は必ずしも他の学校の生徒との交流活動である必要はない。

(2) インタースカラスティック・アクティビティへの参加拒否の禁止

従来型の公立学校の授業や課外活動に地域のチャータースクールやホームスクールで学んでいる児童が参加することを拒否することは法律で禁じられている。オレゴン修正法では、他の学校での就学や転校などの理由で拒否することも禁じている。以下のように記載されている。

インタースカラスティック・スポーツ活動(interscholastic athletics)への参加を拒否できない理由(339.450)

学校、学区あるいは学区連合会は、公私に関わらず、いかなる学年でもあるいはハイスクールの生徒でも、転校、オレゴン修正法338.005に定められる公設のチャータースクールでの就学、他の学校の体育活動に参加したという理由のみでインタースカラスティック・アスレティックへの参加を拒否できない。

(3) 参加要件

しかし、学区内の通学区で提供されるインタースカラスティック・アクティビティに参加するには、一定の要件を満たさなければならない(ORS 339.460)。ホームスクーラーについては、学区または学級の出席要件を満たさなければならないが、公立チャータースクールの生徒については、学区及び学級の出席要件を除き、

学区のすべての資格要件を満たさなければならない。満たさなくて良いのは、以下の2つである。

- (あ) 学区または学級の出席要件
- (い) インタースカラスティク・アクティビティを主催するボランティア組織のクラス要件

ホームスクールあるいは公立チャータースクールの生徒は以下のどれか1つの要件を満たさなければならない。

- A. 州が採用する州テストで全国基準の下から23%またはそれ以上の成績を達成している。生徒は毎年、学年末に試験を受けなければならない。生徒の親あるいは法的保護者は翌年の資格決定のために、試験結果を学区に提出しなければならない。
- B. 生徒の親または法的保護者と相談の上、州テストに代わって学区が採用する要件を満たす。インタースカラスティク・アクティビティに参加できるかどうか学区が決定するために、学習サンプルのポートフォリオなどを提出することも含まれる。

Aで定められる試験結果を待つ間も生徒たちはインタースカラスティク・アクティビティに参加できるが、試験結果が要件を満たすものでない場合、その年と翌年は参加できない。翌年末(2年目の年)に再び試験を受け、求められる基準を満たすことができれば、3年目に参加できるようになる。

当然のことではあるが、ホームスクールの生徒あるいはチャータースクールに就学している生徒はインタースカラスティク・アクティビティに参加する他の生徒たちと同様の責任、行

動やパフォーマンス基準を満たさなければならない(must)。また参加している間は公立学校の諸要件をすべて満たさなければならないことも州法に記載されている。

さらに、インタースカラスティク・アクティビティに参加するホームスクールの生徒あるいはチャータースクールに就学する生徒は、学区内に居住していなければならない。

なお、次で少し紹介するが、チャータースクールに就学する児童生徒については、学区との合意に基づき、授業料を払わなければならない。

6. ホームスクールとチャータースクールの連携

チャータースクールは公民権に関するもの以外は、教育に関する規定に従うことが免除され、学区当局の規制を受けずに自律的に学校運営ができ、革新的な教育実践を可能にする公設学校である。学区によって運営される場合もあるが、公設民営が可能な学校種である。しかし、公費によって設置されることから、あくまでpublic schoolの範疇にある。国際的な市場主義思想の広まりとともに国際的に影響をもたらしたが、チャータースクールに対しては批判も少なくない。公設公営の従来公立学校との間に葛藤と亀裂が生じ、アメリカの公立学校の崩壊をもたらすと批判されたりもした(D.Ravitch, 2013; 鈴木, 2016)。本来は社会を統合する機能を果たすことが期待される教育によって社会の不安定化が引き起こされた。しかし、チャータースクールは、アメリカ社会に根付き、アメリカにおける多様な教育ニーズを満たしてきた。特殊な事情で従来公立学校に適應できない児童生徒や人種、宗教など、公立学校では満たしにくい教育ニーズを満たしている。チャータースクールは、従来の伝統的な公立学校とホームス

クールとの間にあって、どちらで学ぶ児童も受け入れているし、相互に連携可能である。

チャータースクールは公設学校として公費の補助がある。また、何より教育実践において柔軟性があるため、ホームスクーラーのニーズを満たしやすい。そのことはホームスクールを実施する家庭にとっては、助かることである。そのため、チャータースクールを活用するホームスクーラーもいる。つまり、チャータースクールがホームスクーラーを受け入れ、学習形態を大きく変えないで学校に所属できることになる。チャータースクールにはその児童分の公費が支給される。コロナの前には、このようなチャータースクールの活用により、私立学校への就学が若干、減少したと報じられていた(Stephanie Evert, 2013: 中島, 2020)。

インタースカラスティック・アクティビティを提供していないチャータースクールの児童生徒が、学区内の公立学校におけるインタースカラスティック・アクティビティの参加が拒否されることは法律で禁じられている。ただし、チャータースクールの児童生徒の場合、インタースカラスティック・アクティビティを提供する学区あるいは学校に定められた料金を支払わなければならない。また、単位取得のためにコースに参加するには別に授業料の支払いが求められる。この料金は生徒一人につきいくにするか、学区とチャータースクールとの間で合意した金額であり、児童生徒が参加するインタースカラスティック・アクティビティの数に関わらず、年に一度支払われる。

以上のように、オレゴン州ではホームスクーラーが公立学校の教育活動に直接、あるいはチャータースクールへの所属を介して参加できる仕組みが作られている。

考察

1. 法的認知と公私協働の支援

オレゴン州の州法では、就学義務が定められている公立学校に行かない、あるいは行けない児童も法律の枠外に放置されていないことをまず確認したい。従来の公立学校以外における学習は就学免除規定の中で法的に認知され、ホームスクールも法的規制と公的支援の対象となっている。

ホームスクーラーは届け出が求められ、学区当局(教育委員会や教育サービス学区)によって様々な支援が提供されている。本論では詳しく紹介していないが、既にアメリカ全土でホームスクールを支援するビジネスやNPOが多く存在し、HSLDAのように国際的にアメリカ人のホームスクーラーに法的支援を提供していて連邦教育省の公式ウェブサイトにも出てくる支援団体が存在する。

鈴木七海(2018)がその修士論文の中で指摘するように、児童が「不登校」という否定的なイメージを伴う言葉によってその存在と学びが表現されるのではなく、法的に認知され、公的支援とそして学校とのつながりのある開かれた場でひとつの価値観だけに固まってしまうことなく、異なる学び方を試みることができるということは重要ではないだろうか。

2. 教育の質保障への取り組み

強く印象付けられるのは、教育の質へのこだわりである。特別支援対象の児童以外は、ホームスクールでも、チャータースクールでも、州の共通テストの受験が義務付けられている。

州が定めるコアとなる科目における共通テストは基本的には全米の州で実施が推進されているものである。一般的に標準テスト(standardized test)と呼ばれ、学力評価が標準化されたテス

トで行われることに反対する教員団体もある。しかし、学びの形式に関係なく、対象となるすべての児童生徒に義務付けることによって、共通の学びとその質を保障していこうとしている。このことは共通の基盤形成の観点からも重要である。どこでどのような形式であれ、ほぼ共通の学びを共有していること、そのことはB. アンダーソンの言葉を借りれば、「想像の共同体」である国民形成にとって重要な意味を持つ。

3. 共通の基盤形成

オレゴン州では州法で定められる公立学校への就学が免除されている場合でも、特別支援教育対象の児童生徒を除き、ホームスクールでもチャータースクールで学ぶ児童でも、公立学校でいわばパートタイムのように必要なコースを受講したり、クラブやスポーツ活動などに参加できる仕組みを作っている。日本の義務教育の場合、登録したらその学校のすべての授業や行事に出席するのが前提である。後に述べるが、公的規制から自由でありたいと望む保護者にとって、諸刃の剣であるかもしれないが、児童にとってはたとえ部分的であっても公立学校に通い、地域子ども達とともに学ぶ教育機会が開かれていることは重要である。特に、ホームスクールを選んだ児童も1年後には公立学校に戻ることが稀ではないこと、大学入試のSATを受けるまでには多くのホームスクーラーが学校に戻るといふ指摘もあることから、この仕組みは児童がスムーズに公立学校に戻る上で重要である。やがて高等教育機関への入学によって、アメリカ社会の公教育の枠組みに合流していく道が開かれていると考えられる。

4. 公立学校の教育への平等なアクセスに関する賛否の議論

これらの法規定を通して、アメリカ社会があ

くまで公立学校を中核として、多様な学びの人々をアメリカ社会の仕組みに包摂していこうとする姿勢が読み取れる。とは言え、それは政府の立場に立った場合の理解である。ホームスクールを支持する人たちの中には、宗教的信念や教育思想の観点からホームスクールを選んでいたり人や、公立学校への不満からホームスクールを選ぶ人たちもいる。その背景は多様である。公立学校で提供している授業や活動にホームスクーラーが参加できることは児童生徒の教育と社会全体の共通の基盤形成という両面で好ましく思えるが、異なる考え方の人たちもいる。本論では、この議論について深く考察することを目的とはしないが、公教育のあり方を考える上で、重要な側面であると考え。そこで以下にその賛否の意見を紹介する (Klicka, 2000)。HSLDA のメンバーとしてホームスクーラーを擁護し、ホームスクーラーの立場をよく知る Klicka は、ホームスクーラーの中でも意見が分かれていることを紹介している。Klicka によれば、公立学校が提供する教育サービスへの平等なアクセスに反対している人々も少なくないという。その理由は、

- ① 政府のサービスはひも付きである。我々は自由を獲得するために非常に一生懸命闘ってきた。ただでついてくる景品 (freebies) で獲得した自由 (freedom) を犠牲にしてはならない。
- ② もし、州や学区がホームスクーラーにドアを開くことを法制化し始めると、すべてのホームスクーラーが定義され、規制されることになるだろう。
- ③ サービスを利用する個人は徐々に政府に依存するようになり、自由を制限する新たな規則も受け入れてしまいがちになるだろう。
- ④ 政府がアクセスを許すようになれば、

ホームスクーラーにとって私的なオルタナティブは生じにくくなるだろう。

一方、ホームスクーラーの中にも公立学校による教育サービスへの平等なアクセスが開かれることを支持する人たちもいる。彼らは、ホームスクーラーが公立学校のプログラムから締め出されるのは不公平だと主張する。なぜなら：

- ① ホームスクールの家族はコミュニティのメンバーであり、子どもを公立学校に通わせている家族と同じ税金を支払っている。その税金でもって公立学校は維持されているのであり、ホームスクーラーが図書館、病院、公園などから締め出されることは受け入れられないように、公立学校のプログラムを受けられなくすることも受け入れられない。
- ② ホームスクールで学ぼうが、キリスト教系の学校で学ぼうが、生徒は生徒である。公立学校で学ぶ生徒には特定の経済的、あるいはキャリアの上で有利な面がある。家庭で教育を受けた生徒も要件を満たせば、この利益を受けられる機会を否定されるべきではない。
- ③ 親は公立学校における活動で彼らの子どもにとって最も良いと判断するものがあるれば、それを選択することを許容されるべきである。

日本の場合、ホームスクールというと「自由」というより「学校にいけなくなってしまった」不自由さに苦しむ不登校児童生徒を想像してしまわないだろうか。ところが、令和2年度の不登校に関する調査結果では、学校を休んでいる間に子ども達がどう感じているか選択肢を設定して問うている。最も多いのが、小学校では「ほっとした・楽な気持ちだった」(37.6%)、ほ

ぼ同じ程度に多かったのは「自由な時間が増えてうれしかった」(36.9%)である(図表1-2)。しかし、「勉強の遅れに対する不安も同様に多い(31.7%)。中学校の場合、「勉強の遅れに対する不安」(44.7%)「進路・進学に対する不安」(40.8%)が多い。その次に「ほっとした・楽な気持ちだった」(36.5%)「自由な時間が増えてうれしかった」(34.7%)が続く。勉強の遅れや進路に対する不安は保護者も感じる事が多く、保護者が感じる不安が児童の不安を増幅している可能性も高い。私たちはアメリカで発展しているホームスクーリングと公立学校をつなぐ仕組みや多方面からの支援プログラムの開発に学べることがあると考える。

本論の課題と限界

最後に本論の限界について述べておく必要がある。COVID-19やそれに続くオミクロン株によって現地調査ができていないことが本論の限界である。法規制と現実にはギャップやズレがつきものである。現地の人々が本論で扱ったシステムをどう受け止めているのか、現地に赴き調査し、理解して行く必要がある。また、学校閉鎖があり、最新の統計データが公表されていないなど、データ収集の上でも限界がある。更に過去2年間は、公立学校がホームスクーラーやチャータースクールの児童生徒に対して通常の教育機会を提供しにくくなっているとともに、ホームスクーラーが増加し、公立学校との関係性にも法規定だけではわからない若干の変化が生じていることが予測される。法規定は社会情勢に応じて改正されていくが、改正される段階ですでに社会の変化が生じている。今後、海外調査が実現することを祈り、今後の課題としたい。

注

- 1) US Census Bureau, “Homeschool on the rise during COVID-19 pandemic”
<https://www.census.gov/library/stories/2021/03/homeschooling-on-the-rise-during-covid-19-pandemic.html> (2022.3.20 閲覧)
- 2) U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. (2019). *School Choice in the United States: 2019* (NCES 2019-106), Indicator 5. p.32 (2020.12.25 閲覧)
- 3) 合衆国憲法では、親が子どもの養育、教育、そしてケアを主導する (direct) のは親の基本的権利とされ、主導することには公立学校の代替として私立学校、宗教学校、ホームスクールを選ぶ権利、公立学校内でも適切な選択をする権利が含まれる。
- 4) Klicka (2000) では、1996 年、ニューヨークにおける *Bradstreet v. Sobol*, 650 N.Y.S.2d 402, 403 や 1997 年のモンタナ州における最高裁判決 (*Kaptein v. Conrad School District*, 931 P.2nd 1311, 1317) などが紹介されている。
- 5) US Department of Education, global-community-liaison-office, “Homeschooling resources and curricula”
<https://www.state.gov/global-community-liaison-office/education-and-youth/homeschooling/> (2022. 5.1 閲覧)
- 6) Lily Altavena (2020.3.30), “Michigan students facing educational neglect is a “hidden problem””, *Detroit Free Press*. <https://mompossible.org/> (2022.5.4 閲覧)

引用参考文献

- ・佐々木司 (2009) 「学校に通うホームスクーラー：ホームスクールと非ホームスクールとの間」山口大学教育学部広報戦略部編『研究論叢』59 巻、88-97 頁。(2010 年にも同じものが発行されているが、本論では初出の論文を用いた。)
- ・鈴木大祐 (2016) 『崩壊するアメリカの公教育：日本への警告』岩波書店
- ・長嶺宏作 (2003) 「アメリカにおけるホームスクール運動の成長と変容—ホームスクール支援団体の理念と活動分析を中心として—」日本比較教育学会『比較教育学研究』第 29 号、114-129 頁。
- ・鈴木七海 (2019) 『日本のホームスクールの現状と課題—家庭を拠点に学ぶという選択—』(平成 30 年度修士論文 (静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科))
- ・吉井健治 (2000) 「日本におけるホームスクールの可能性と課題：ホームスクールの一事例を通じて」熊本学園大学『社会関係研究』第 6 巻、55-76 頁。
- ・宮口誠矢 (2020) 「学校教育とホームスクール—家庭を学習拠点とする義務教育機会の諸相」『日本政策学会年報』第 27 号 28-38 頁。
- ・宮口誠矢 (2019) 「義務教育としてのホームスクールの制度原理—米国アイオワ州の規制制度と支援制度を事例として—」『日本教育行政学会年報 No.45、103-119 頁。
- ・中島千恵編著 (研究代表者) (2021) 『公教育の次の段階の模索—共通の基盤形成に向けて— 2019-2021 (令和 1-3) 年度科学研究費補助金 挑戦的研究 (萌芽) (課題番号 19K21799) 中間報告書』
- ・中島千恵 (2020) 「アメリカの公設学校における自律性のゆくえ—深まる葛藤の中で追求する平等と質保障—」日本比較教育学会『比較教育学研究』第 61 号、98-115 頁。
- ・文部科学省 (2021a) 『令和 2 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要』
https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf (2022.4.1 閲覧)
- ・文部科学省 (2021b) 『令和 2 年度 不登校児童生徒の実態調査 結果の概要』
https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318-2.pdf?msckid=8188c332cf2d11ec8263108100201262 (2022.4.1 閲覧)
- ・Michael Apple (2001) ‘Comparing Neo-Liberal Projects and Inequality in Education’ *COMPARATIVE EDUCATION*, Volume 37, No.4, 409-423.
- ・Bruce Fuller (2000) *Inside Charter School: The paradox of Radical Decentralization*, Harvard University Press.

- ・ Diane Ravitch (2013) REIGN OF ERROR, The Hoax of Privatization Movement and the Danger to America's Public School, Vintage Books.
- ・ Aaron Hirsh (2019) "The Changing Landscape of Homeschooling in the United States"
下記のウェブサイトからフルペーパーダウンロード可能
<https://eric.ed.gov/?id=ED596627> (2022.4.20)
- ・ Chris Klicka, "Can Homeschooler Participate in Public School Programs?"
Homeschool World のウェブサイト内において掲載されている記事
<https://www.home-school.com/Articles/can-homeschoolers-participate-in-public-school-programs.php> (2022.5.7 閲覧)
- ・ Oregon Revised Statute (2021 年度版)
[Bills and Laws Oregon Revised Statutes \(oregonlegislature.gov\)](https://www.oregonlegislature.gov/bills-laws/2021/) (2022. 4.1 閲覧)
- ・ W. Heuer & W. Denovan (2021) "Homeschooling In Uncertain Times : COVID Prompts a surge" in White Paper No.237, Pioneer Institute
以下のウェブサイトからフルペーパーダウンロード可能
<https://eric.ed.gov/?id=ED615024> (2022.5.7 閲覧)

謝辞

本研究は JSPS 科研費 (19K21799) の補助をうけたものである。

Abstract

Pursuing Common Ground: Social Will to Include Homeschoolers in Public Education System Through the Analysis of Oregon Revised Statutes in the United States.

Chie NAKAJIMA ¹⁾

In Japan, the number of pupils who cannot attend formal school for various reasons exceeds 190,000. How we guarantee high-quality educational opportunities is an urgent and challenging task facing Japan. There is also need to form common ground regardless of learning styles. This paper aims to consider the ways to form common grounds through the analysis of laws of Oregon states in the U.S., focusing on homeschooling. Although there is controversy on equal access for homeschoolers to attend public schools, several mechanisms are legally formed to facilitate and support homeschoolers in the learning opportunities and learning standards of public schools by providing homeschooling with legal status.

Keywords: homeschooling, public education system, common ground

¹⁾ Faculty of Child Education, Kyoto Bunkyo University

